主 文

原判決を破棄する。

本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上 告理由に当らない。

しかしながら、所得税法六九条一項前段のいわゆる所得税逋脱罪は、所得税の納 税義務ある者が詐偽その他の不正な行為をもつて、納税義務の履行を怠り(いわゆ る逋脱行為)、その結果、税金を免れることにより成立する犯罪である故、その犯 罪事実を認定するにあたつては、逋脱の犯意や逋脱行為にとどまらず、その行為に より履行を免れた所得税額をも認定することを要すると解すべきであるところ、原 判決は、被告人の逋脱の犯意および逋脱行為を認定しているものの、逋脱の結果に ついては単に「同年分の所得金額は八八二、○○○円をこえていたにかかわらず云 々」と判示しているのみであつて、逋脱にかかる所得税額を判示していない。かか る判示の程度では、逋脱の結果の認定としては不確定かつ不充分であるというべく、 原判決はこの点に理由不備の違法がある。また、原判決は、第一審判決が否定した 昭和二九年度期首における手持現金、売掛金、および借入金について、正確には確 定することはできないが、相当額のものがあつたことを推認できるとしている反面、 同年度期末の右各課目の金額については判示するところがないので、したがつてそ の相当額は全額同年度の財産増減の表中減の方に加算されてしかるべき金額である。 しかるに原判決は、単に漠然と相当額と推認しているのみであつて、その金額を確 定するところがないから、右金額の如何によつては、被告人の所得金額は、あるい は被告人が確定申告書に記載した所得金額よりも少額であるやも知れず、被告人に とつて有利な金額であることを疑い得る余地があり、その認定が不明確であること

を免れず、このような認定にとどまつた原判決には、審理を尽さなかつた違法があるというべきである。

以上の理由不備および審理不尽の違法は、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は破棄、差戻を免れない。

よつて刑訴四一一条一号、四一三条により原判決を破棄し、本件を原裁判所である福岡高等裁判所に差し戻すべきものとし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり 判決する。

検察官 浜本一夫公判出席

昭和三八年一二月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	Λ	江	佼	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	長	部	謹	吾